

## 第5 屋内タンク貯蔵所（危政令第12条）

### 1 区分

#### （1）屋内タンク貯蔵所とは

ア 「屋内タンク貯蔵所」とは、屋内にあるタンク（危政令第2条第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう（危政令第2条第3号）

イ 危規則第1条の3第7項第1号に規定する屋内貯蔵タンクに、加圧しないで、常温で貯蔵保管されている動植物類は、法別表の品名から除外されるため規制対象外である（危規則第1条の3第7項第1号）。

#### （2）技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第5-1表 各種の屋内タンク貯蔵所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
平屋建の建築物に設置するもの	12 I	22の5
アルキルアルニミウム等	12 I + III	22の7・22の8
アセトアルデヒド等	12 I + III	22の7・22の9
ヒドロキシルアミン等	12 I + III	22の7・22の10
平屋建以外の建築物に設置するもの	12 II	22の6

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

### 2 規制範囲

屋内タンク貯蔵所は、建築物内に設けた危険物を貯蔵し、取り扱う区画室（タンク専用室）をもって一許可単位とする。

なお、離れて設置された区画室をあわせて一許可単位とすることはできない。

### 3 許可数量の算定

許可数量は、タンク容量によるものとし、規制範囲内に2以上のタンクがある場合は、それぞれタンク容量を合算する。

タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第4「屋外タンク貯蔵所」の例による。

### 4 位置、構造及び設備の基準

#### (1) 危政令第12条第1項を適用する平屋建の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所

##### ア 標識、掲示板（危政令第12条第1項第3号）

危政令第12条第1項第3号に規定する「標識、掲示板」は、第1「製造所」の例によること。

##### イ 通気管（危政令第12条第1項第7号）

アルコール類を貯蔵するタンクの通気管にあつては、大気弁付通気管を設置することができる。

##### ウ 自動表示装置等（危政令第12条第1項第8号）

危政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」付近において、タンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあつては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆

##### エ ポンプ設備（危政令第12条第1項第9号の2）

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第12条第1項第9号の2及び第2項第2号の2の規定等（第5-2表参照）によるほか、次により指導する。◆

(ア) ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有する。

(イ) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けない。

##### オ 危険物が浸透しない構造（危政令第12条第1項第16号）

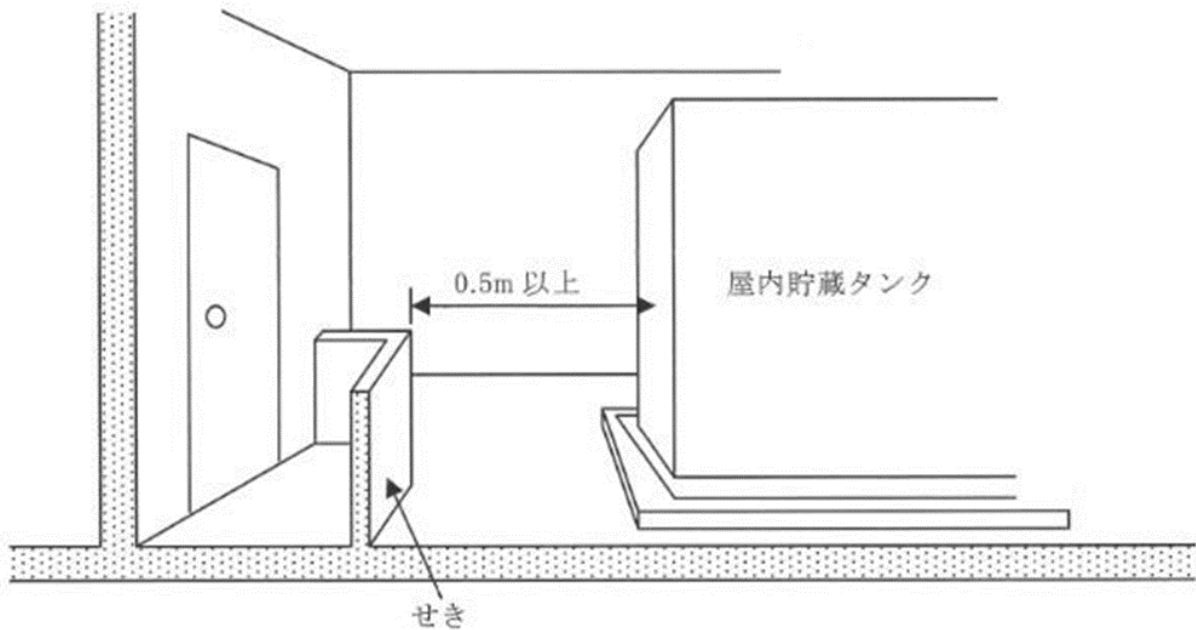
危政令第12条第1項第16号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第1「製造所」の例による。

##### カ タンク専用室の出入口のしきい（危政令第1項第17号）

危政令第12条第1項第17号の規定により設ける「出入口のしきい」で、貯蔵する危険物の全量を収納することができないものにあつては、当該危険物の全量を収納できる

しきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けるよう指導する。◆

この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つよう指導する。(第5-1図参照)



第 5 - 1 図 せきを設ける例

キ その他

(ア) タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定するよう指導する。◆

(イ) 太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等については、第1「製造所」の例によること。

第5-2表 屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

ポンプ設備の設置種別		ポンプ室等の構造				ポンプ室等の設備		
		壁、柱、床及びはり	屋根の構造	窓・出入口	流出防止措置	ポンプ設備の固定方法	採光・照明	換気・排出
タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備	ポンプ室内設置	不燃材料	不燃材料とし、軽質な金属等の不燃材料でふく。	窓は納入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）傾斜・ためますを設ける。	アンカーボルト等により堅固な基礎の上に固定する。	採光は照明により代替もできる。	第15「換気設備等」による。
	ポンプ室外設置	—	—	—	ポンプ設備直下の地盤の周囲に15cm以上の囲い、不浸透（コンクリート等）傾斜・ためます・油分離装置	同上	—	—
タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備	平屋建ての建築物内に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備	不燃材料	不燃材料とし、軽質な金属等の不燃材料でふく。	窓は納入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）傾斜・ためますを設ける。	同上	採光は照明により代替もできる。	第15「換気設備等」による。
	タンク専用室内に設置	耐火構造はりは不燃材料（引火点70℃以上の第4類は壁、柱、床を不燃材料とできる。）	不燃材料とし、天井を設けないこと。	窓は納入りガラス、出入口は防火設備、延焼のおそれのある部分は、自閉式の特定防火設備・壁に窓は設けられない。	出入口のしきいの高さ(20cm)以上の不燃材料で囲うかポンプの基礎の高さをしきい以上の高さとする。不浸透（コンクリート等）傾斜・ためますを設置する。	同上	同上	同上
	平屋建て以外の建築物内に設ける屋内貯蔵タンク（引火点40℃の第4類）のポンプ設備	耐火構造	上層の床は耐火構造、屋根は不燃材料（天井は不可）	窓は設けない。自閉式の特定防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）傾斜・ためますを設置する。	同上	同上	第15「換気設備等」による。ダンパーを設置する。
	タンク専用室内に設置	同上	同上	同上	20cm以上の不燃材の囲い等による危険物の流出入防止措置をする。	同上	同上	同上

※ 引火点21度未満の第4類の危険物を取り扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を設けること。

(2) 危政令第12条第2項を適用する平屋建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所

(1)のうち適用されるものによるほか、次による。

ア 自動表示装置（危政令第12条第2項第2号）

危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置

等を設置する場合は該当する【S46 消防予 106】

イ タンク専用室の出入口のしきい（危政令第 12 条第 2 項第 8 号）

危政令第 12 条第 2 項第 8 号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流入しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に貯蔵されている危険物の全容量が収容できるものとする。【S46 消防予 106】

ウ その他

タンク専用室を隣接させ、一方のタンク専用室をもう一方のタンク専用室を経なければ出入りすることができない構造にした場合、それぞれを別の屋内タンク貯蔵所とすることは、一の出入口を共用していることから認められない。【S40 自消丙予発 83】